破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第８９０号
名古屋市東区代官町25番13号　メイボーマンション４Ｃ号
債務者　磯部　　環
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９７７号
愛知県あま市新居屋上古川40番地の１　クレヴィア甚目寺802号
債務者　下地　勝浩
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９７８号
愛知県あま市新居屋上古川40番地の１　クレヴィア甚目寺802号
債務者　下地　和見
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２３４号
名古屋市中区大井町３番24号　リエス東別院402号
債務者　渡辺恵美子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３４１号
名古屋市東区矢田４丁目34―13　クレフラスト矢田Ａ棟203号、住民票上の住所愛知県半田市吉田町３丁目115番地の１
債務者　曽我　　篤
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３６３号
愛知県小牧市大字二重堀1018番地１　グリーンシティＳ103号
債務者　石岡　善信
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３８４号
愛知県愛西市町方町彦作提外１番地42
債務者　山口　悦正
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３８５号
愛知県知多市八幡字蔵池54番地
債務者　小笹　美香
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４９９号
愛知県あま市新居屋新町26番地
債務者　髙橋　昌秋
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６０号
三重県志摩市浜島町浜島1245番地28
債務者　山﨑　定行
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
　　津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第１９０７号
大阪府八尾市東弓削３丁目12、住民票上の住所大阪府柏原市本郷４丁目121番地の７
債務者　笹田　紀子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１８１号
大阪市北区長柄西１丁目１番28号
債務者　鵜戸　節夫
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５３０号
大阪市鶴見区横堤２丁目21番３―103号
債務者　松岡　嘉代
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５７７号
大阪府東大阪市出雲井本町６番29号
債務者　平沼　正樹
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６６０号
大阪市城東区今福東１丁目14番18―410号
債務者　古川　捨夫
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６６１号
大阪市城東区今福東１丁目14番18―410号
債務者　古川由紀美
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９８４号
大阪府東大阪市南四条町５番５号大瀬平屋
債務者　原田　裕二
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部